

# 宜野湾市と国立大学法人琉球大学との包括連携協定書

宜野湾市（以下「甲」という。）と国立大学法人琉球大学（以下「乙」という。）は、相互の連携を包括的に強化し、地域社会への一層の貢献に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携・協力を図り、地域社会の発展と人材育成及び学術研究の振興に寄与し、もって宜野湾市の将来都市像である「市民が主役の『ねたて』の都市・ぎのわん」の実現に資するとともに、健康都市としてのまちづくりの推進を図ることを目的として定める。

## （連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる分野について連携・協力する。

- (1) まちづくり・地域づくりの推進に関すること
- (2) 保健医療、福祉の向上に関すること
- (3) 防災対策に関すること
- (4) 教育、人材育成に関すること
- (5) 文化の振興に関すること
- (6) 観光リゾート産業や農林水産業をはじめとする各種産業の振興に関すること
- (7) 環境の保全と循環型社会の構築に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 前項各号の分野において連携・協力を推進するにあたり、必要な方策等については、甲乙が協議の上、別途定める。

## （意見交換）

第3条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、必要に応じて意見交換を行う。

## （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から発効し、平成28年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間が満了する日の2か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による改廃の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後もまた、同様とする。

## （協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月29日

甲 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 乙 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地  
宜野湾市長 国立大学法人琉球大学長

佐喜真 寿 大城

